

<発言者>

<項目・内容>

委員長

1 委員長挨拶

「最初に公安委員長の互選結果について報告する。7月11日で公安委員長の任期が満了するため、警察法第43条第1項の規定に基づき、委員長の互選を行った。その結果、新委員長には金崎智枝委員を選任した。また、島根県公安委員会運営規則第7条の規定に基づき、委員長代理として藤田和雄委員を指名したので、併せてお知らせする。新委員長となられる金崎委員の更なる御活躍を期待する。また、昨日逮捕術大会を初めて見た。コロナ禍でなかなか見ることができなかったが、退任前に初めて観戦でき良かった。県下で交通事故が多発している。引き続き注意して運転してもらいたい。」旨の発言があった。

委員

[挨拶]「先ほど次期委員長に任命された。高橋委員長の指導のもとで2年過ぎたが、コロナ禍の影響もあり、まだまだわからないことも多いと感じている。微力であるが、これからもよろしく願います。」

委員

[挨拶]「委員長代理として任命された。金崎新委員長が活躍できるように、しっかり支えていきたいと思っているので、よろしく願います。」

2 議題

警察本部

(1) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決書(案)

行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決書(案)について説明があり、原案のとおり決定した。

警察本部

(2) 島根県道路交通法施行細則の改正(案)

「道路交通法の一部を改正する法律が、令和5年7月1日に施行されることに伴い、原動機付自転車が運転免許を要しない『特定小型原動機付自転車』と従来の原動機付自転車と同様の『一般原動機付自転車』の2つに分類されることから所要の改正を行うものである。1つ目は、けん引に関する規程の改正であり、原動機付自転車によるけん引制限について、故障その他の理由により、やむを得ず、ロープ又は鎖等を使用して原動機付自転車を他の原動機付自転車でけん引することができることとされており、『原動機付自転車』を運転免許が必要な『一般原動機付自転車』に改正するものである。また、軽車両によるけん引制限について、軽車両によりけん引できる車両に制限がなく、自動車や原動

機付自転車をけん引することが可能となっていたため、軽車両のみをけん引できるよう改正するものである。2つ目は、その他規定の整備として、自動運転実用化のための実証実験に伴う道路使用許可行為の改正であり、内容は、現行、電気通信技術を用いて遠隔操作による自動運転技術を用いた自動車の実証実験のみが許可の対象となっているが、電気通信技術を用いての遠隔操作による自動車の実証実験に加えて、先進的な技術を用いた実証実験にも対応することを可能となるよう改正するものである。その他、軽微な語句の修正を行うものである。なお、施行期日は、令和5年7月1日とする。」旨の説明があり、原案のとおり決定した。

委員 [意見] 「法改正に伴って速やかに規則を改正する必要があるもので、異論はない。軽車両のけん引についても安全に対応するための改正であり、これで良い。」

委員 [意見] 「時代とともに道路を走る物も変わっていくという印象がある。この改正案で良い。」

委員 [意見] 「改正はこれで良い。今後、自動運転がますます進んでいくと思うが、管理をしっかり願います。」

(3) 鳥根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則（案）

警察本部 「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習に係る規定が新設され、公安委員会が対象者に講習を受けるべき旨を命ずることができることとされたことから、本部長が代行できる事務を追加するものである。改正の内容として、特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令及び特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告である。なお、施行期日は本年7月1日とする。」旨の説明があり、原案のとおり決定した。

委員 [意見] 「キックボードが県内に広まることに若干の不安もあるが、安全に利用してもらうには、一定の規制が必要である。この案で良い。」

委員 [意見] 「この案で願います。事故につながらないよう事前に意識を高める必要があるので、販売店等への指導を願います。」

警察本部 [説明] 「現在、販売店にアンケートを実施しており、販売を検討している店に対する説明会を開催予定である。」

委員 [意見] 「この案のとおりで良い。今後キックボードも増えていくと思うので、きちんとした対応を願います。」

3 報告

(1) 職務質問技能指導者会議の開催

警察本部

「職務質問技能指導者としての実務能力及び指導力の向上並びに士気高揚を目的に、職務質問技能指導者会議を開催した。1日目は令和5年6月8日午前10時30分から午後5時までの間、2日目は、令和5年6月9日午前9時から午後零時までの間、島根県警察学校において開催した。出席者は、本部地域課から地域課長以下7人、職務質問技能指導者及び地域特別研修員として技能指導官以下32人、鳥取県警察から本部地域課員等6人であった。講師は、警察庁指定広域技能指導官である愛知県警察本部地域部地域総務課指導第三係警部切江政文他1人であった。会議内容は、講師による講話及びロールプレイング教養であった。」旨の報告があった。

委員

〔意見〕「不審な動きを感じ取る力は経験によるところが大きいが、実践の機会はそう多くはないと思うので、こうした訓練は必要である。引き続きお願いする。」

委員

〔意見〕「他県との協力や先人に学ぶという意味で、開かれた警察のあり方が示されている。職務質問では、感性を研ぎ澄ますことが重要である。話術は人によって個性があり、個性に合ったやり方で、力をつけてもらいたい。」

委員

〔意見〕「ロールプレイングの教養は大事である。」

(2) 隣接県警との広域緊急配備訓練の実施

警察本部

「鳥取県警察との広域緊急配備訓練については、両県警察の通信指令課が新体制になったことから、各勤務員の通信技能の向上及び県警相互の連携強化を目的に、令和5年6月9日に島根県東部及び鳥取県西部地域において実施した。内容は、暴行、逮捕監禁容疑事案を想定し、両県警が連携した広域緊急配備の要請、通信機器等の活用、検問による被疑者の検挙等の訓練であった。広島県警察との広域緊急配備訓練については、G7広島サミットを前に、島根県浜田署と広島県山県署が中心となって両県警相互の連携強化及び事態対処能力の向上を目的に、令和5年4月28日に浜田署管内と山県署管内において実施した。内容は、不法上陸容疑者によるテロ事件を想定し、広域緊急配備の要請、通信機器等の活用、検問による容疑者の身柄確保等の訓練を実施した。広域緊急配備訓練で期待される効果として、他県警との連携及び対処要領の確認、情報共有、通信指令課と警察署との連携強化、組織全体の危機管理意識及び事態対処能力の向上、画像伝送、県間リンクによる情報共有等無線機器等の有効活用が挙げられる。なお、山口県警との合同緊急配備訓練を令和5年11月頃に実施する

委員	<p>予定である。」旨の報告があった。</p> <p>[意見]「他県との連携に際しての考え方やどのような対応が必要になるのかという点を確認する意味でも、こうした訓練を引き続きお願いする。」</p>
委員	<p>[意見]「今後とも技術を駆使して連携した訓練をお願いする。」</p> <p>[意見]「他県との共同訓練は一つになって行うのが良いところである。お互いの良い面を出し合いながら、引き続き訓練に励んでほしい。」</p>
本部長	<p>4 本部長総括</p> <p>「本日の委員長互選の結果に関して、一言申し上げる。高橋委員長におかれては、令和2年7月に公安委員に任命され、昨年7月からは委員長として、これまでの豊富な人生経験の中から県民の目線に立った多岐にわたる貴重なご意見をいただいた。また、定例会議だけでなく、警察署や、各種訓練、競技会等様々な視察をしていただき、第一線の警察官に激励をいただいたところである。警察行政に県民の声を反映させるという役割を果てしていただき厚くお礼申し上げます。また、来月12日からは金崎委員が新委員長として、藤田委員が委員長代理として任命されるということで、引き続き多角的な観点からご指導いただくようよろしくお願い申し上げます。」旨の発言があった。</p>